

## ○那珂市スポーツ大会出場報奨金交付要項

平成28年3月31日

告示第34号

改正 令和3年4月1日告示第67号

令和4年1月31日告示第10号

令和8年2月12日告示第190号

(趣旨)

第1条 この要項は、本市のスポーツの振興を図るため、国際大会及び全国大会に出場する団体又は個人に対し予算の範囲内において那珂市スポーツ大会出場報奨金(以下「報奨金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象大会)

第2条 報奨金の交付対象となる大会は、予選大会等を経て、国若しくは地方公共団体又は公益財団法人日本体育協会若しくはその加盟団体が主催し、次に掲げる大会とする。

(1) 国際大会

オリンピック等の国際的規模の大会で次のものをいう。

ア オリンピック大会

イ 世界選手権大会(ジュニア大会を含む。)

ウ アジア大会(ジュニア大会を含む。)

エ パラリンピック大会

(2) 全国大会

県予選会、選考会などの選抜手続を経る全国的規模の大会で次のものをいう。

ア 国民スポーツ大会

イ JSP0日本スポーツ協会加盟団体が開催する大会

ウ 日本高等学校野球連盟が開催する大会

(3) その他市長が認める大会

(交付対象者)

第3条 交付対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。ただし、同一大会において、個人及び団体のいずれにも出場する場合は、団体の種目を対象とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)に在籍する者

(3) 市内に活動拠点を置く団体

(4) その他市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者としな

(1) スポーツを職業としている者。ただし、実業団を除く。

(2) 出場登録された選手以外の者

(3) 市補助金交付団体が出場祝い金等を交付する者

(4) その他市の補助事業により交付対象となる者

(報奨金の交付額等)

第4条 報奨金の交付額は、次の表のとおりとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

大会種別	金額	
	個人	団体
国際大会	50,000円	個人の金額に選手登録数を乗じて得た額。ただし、一団体250,000円を上限とする。
全国大会	10,000円	個人の金額に選手登録数を乗じて得た額。ただし、一団体50,000円を上限とする。

2 報奨金の交付は、同一大会につき1回及び同一団体又は個人に対して年1回(国際大会・全国大会)を限度とする。

(交付の申請)

第5条 報奨金の交付を受けようとする者は、那珂市スポーツ大会出場報奨金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請する。

- (1) 開催要項等、大会の概要がわかるもの
- (2) 出場する選手の氏名、住所等を記載した名簿等
- (3) 予選大会の結果等、出場の経緯がわかるもの
- (4) 出場する選手が第3条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することが証明できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請の期限は、交付の対象となる大会が開催される日の属する年度の前年度の4月から開催された日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、那珂市スポーツ大会出場報奨金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第7条 市長は、報奨金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付を取り消し、返還させることができる。

- (1) 大会が中止されたとき。
- (2) 大会に出場しなかったとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により報奨金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により報奨金の交付の決定を取り消したときは、那珂市スポーツ大会出場報奨金交付決定取消通知書(様式第3号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 報奨金の交付を受けた者は、大会終了後、那珂市スポーツ大会出場報奨金交付実績報告書(様式第4号)に、大会成績の分かる書類を添付し、市長に提出するものとする。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第67号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年告示第10号）

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

この要項は、令和8年4月1日から施行する。